

設 立 趣 旨 書

近年、平均寿命の大幅な伸びは、高齢者人口の比率を引き上げ、結果として少子高齢化社会への対応の要請から、介護保険法の施行とともに成年後見関連四法案が成立し、平成12年4月1日、新しい成年後見制度が施行され今日に至っています。

成年後見制度は、判断能力が不十分なために、契約の締結等の法律行為を行うことが困難な成年者等に対し、不十分な判断能力を補い損害を被ることのないよう、本人の権利を擁護する制度であり、その根底に、自己決定権の尊重、本人の残存能力の活用、ノーマライゼーションの理念を据えて、介護保険制度とともに車の両輪の如く実施されてきました。

その後、国内事情とともに介護保険制度の見直し等々行われてきましたが、介護保険制度は国民に周知され利用者も増加している一方で、成年後見制度については、一歩遅れているのが現状です。しかし、3年後の2012年には、具体的な成年後見制度利用者として想定される知的障害者は約30万人、精神障害者は約217万人、認知症高齢者は約225万人と推計され、潜在的ニーズは法定後見、任意後見共々、今後とも増加の一途にあります。

しかしながら、これらの状況を踏まえるに後見人等の受け皿が少なく、現在、一部の弁護士を始め司法書士や社会福祉士の取り組みから個人ベースで受任する者までを含めても、絶対的に不足している状況です。こうした現状から市民後見人の取り組みが始まっていることを踏まえて、第三者後見人のみならず、総合的な見地からの成年後見制度の支援と普及の必要性は喫緊のものであると言えます。

以上のことから、契約社会の中で隣接法律職に携わる我々行政書士が、法人を設立し、静岡県下における後見人の受け皿として、さらに、市民後見人候補者の養成、コーディネート等の出来る機関として成年後見制度の促進に貢献いたしたく NPO 法人の設立に至った次第です。